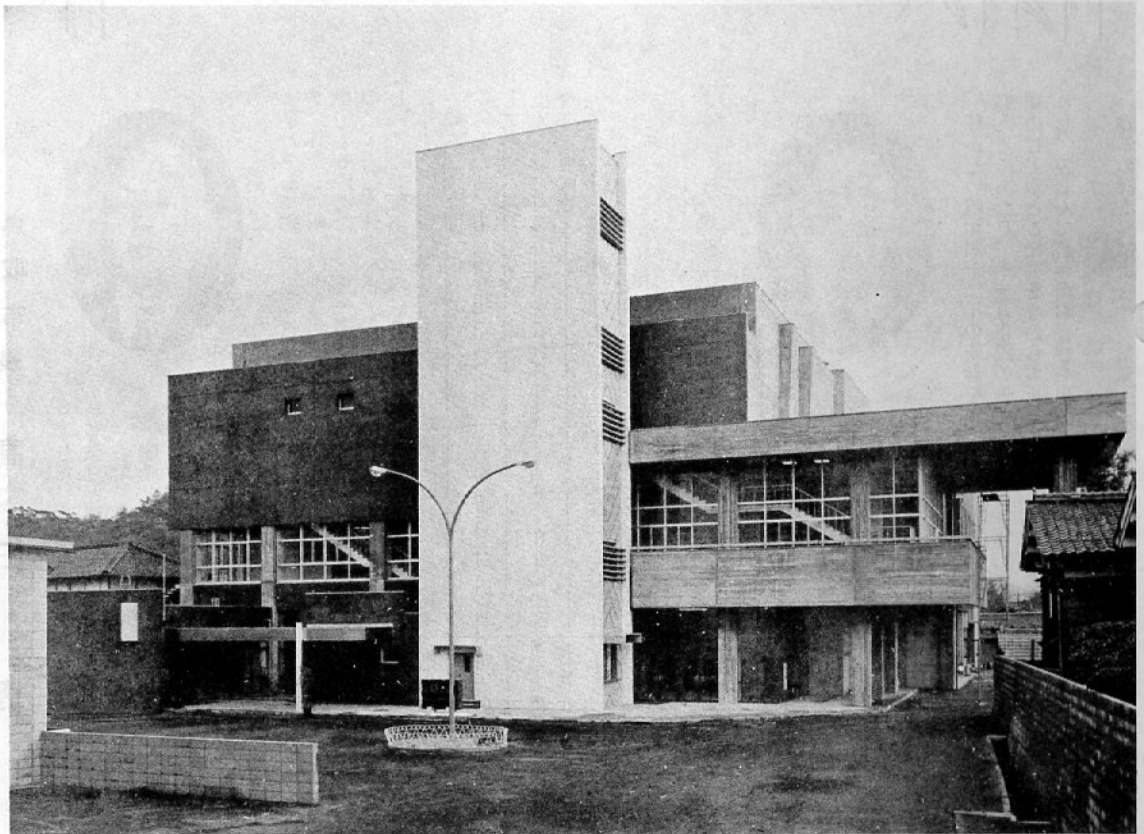




完成した市民会館

待望の市民会館が完成

—文化の向上に大きな役割—

県庁所在地の町なかで温泉のわき出る都市は、全国に二、三カ所しかないといめずらしが、一方、県庁の所在地に文化的な会館が無い都市もめずらしいですね、とさみしいことを聞かされました。

だが、この待ちに待った市民会館はできたのです。しかも新年早々の一月八日から、この会館を公開して市民のみなさんに見てもらうことができるはこびとなりました。

これで行く、いろいろな本場の催し物に、じかに肌でふれることができるようにもなりました。このことは郷土の文化向上にも

一行事メモ

- ◇ 1 日 新年市民合同祝賀会
- ◇ 4 日、20 日 四十一年工業統計調査
- ◇ 8 日、16 日 市民会館落成記念行事
- ◇ 15 日 成人式

大きな影響を与えることでしよう。

この市民会館は、一億二千五百万円の国民年金特別融資を始め、二千万円の県補助、約三千万円の寄付金、七千五百万円の市費など合わせて、約二億五千万円で完成したもので、国、県を始め多くの方々のご協力によるものです。

すでに何組かの結婚式場の利用申し込みや、大ホール使用の希望があります。この会館は、ひとり鳥取市だけでなく鳥取県東部一円の文化の殿堂として、幅広く活用していきたいものです。

交通安全
スローガン

歩くまい
車のすぐまえ、すぐうしろ

徐行
前方優先道路





輝かしい1967年を迎えて 新春のおよろこびを申し上げます



輝かしい昭和四十二年の新春を迎えるにあたり、十一万市民の皆様のご多幸とご発展を心からお祈りし、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年、経済界はようやく景気回復のきざしを見せはじめたものの、なお物価安定の途は険しく、市民の皆様にも何かとご苦心のあったことと存じます。

また、政界におきましては、中央、地方を問わず国民の不信をかうできごとの余りに多かったことを遺憾に存じますが、さいわい本市におきましては、皆様のご協力のもとに長年の赤字団体から本来の健全な地方自治体の姿を取り戻し、市民福祉の向上と発展のため着々と諸施策の実現を見つつあります。

鳥取市議会議長



尾坂雅人

明けましておめでとうございませう。輝かしい昭和四十二年の新春を迎えるにあたり、市民の皆様のご多幸とご健康を心からお祈りし、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

願いますれば、年月のたつのは早いもので、市長に就任いたしましたから八年目の新春を迎えましたが、私に与えられました任期を今年二月に控え、過去八か年にわたります市政を謙虚に反省します。

とき、その第一期は、健全財政の確立と清く正しく明るい市政の建設であり、第二期は、健康都市の建設と谷間のない市政をスローガンとして微力を尽した次第です。幸いにして国並びに県当局をはじめ、市民みなさんのご協力とご支援をいただき、市政の重要施策も着々と前進をみ、市財政も逐次好転してまいりました。



鳥取市長



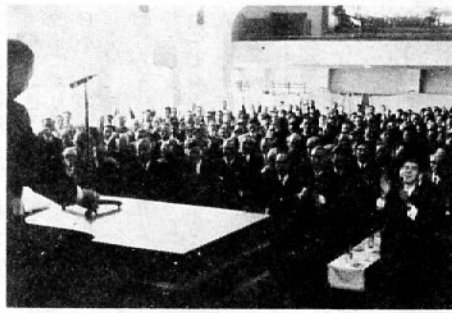
高田勇

十二月定例市議会

市民会館条例の制定など二十二件可決、承認

議長、副議長も決まる

新しい市議会議員による十二月定例市議会は十二月十七日から二十四日までの八日間にわたりひらかれ、昭和四十一年度一般、特別会計補正予算、昭和四十年度一般会計ほか五つの特別会計決算の認定、市民会館条例の制定ほか十件の条例改正及び監査委員、公平委員の選任など二十二件の議案が審議され、可決、承認されました。なお、このたびの市会で正副議長の改選が行なわれ、新議長に尾坂雅人氏（市政同志会）、副議長に池上辰雄氏（清交会）が選任されました。



盛大だった新年市民祝賀会

昭和四十二年の輝かしい元旦を市民が一堂に会し、新年とともに祝う市民合同祝賀会が、ことしも逕喬小学校講堂で盛大に行なわれました。

電話に市内局番(22)がつきます。

一月二十九日から

市内局番一加入者番号の順でダイヤルする

贈与税の申告と納税

(㉔/㉔日まで)

個人から家や土地などの不動産や株式、現金、貴金属などの動産や、その他の財産をもらったり財産を時価より安い値段で譲り受けるなどの経済的な利益を受けた場合には、贈与税がかかります。

ところで、一般に財産の贈与は、親子とか夫婦などの親族の間で行なわれることが多いので、贈与を受けても贈与税がかかることを知らなかったり、申告をすることを忘れていた人が案外多いようです。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。申告が遅れると無申告加算税、延滞加算税がかかります。

四十一年中に贈与を受けた人は、かならず期限内に申告と納税をすませましょう。

太閤記鳥取版

つづらお城の合戦 (II)

総員脱出し

城中に人影なし

四宮守正

秀吉公は、日ごろから軍功もあり重く用いていた多賀文蔵や山本喜平次などが討死し、そのうえ馬印の「千成りひょうたん」まで奪われたものですから、ずいぶん機嫌を悪くしていました。

「わずかの人数で、しかもこの小さな城で、天下の大軍に刃向かうことさえ思いつたふる舞いであるのに、このたびのこの不敵な戦いぶりは何ごとか……」

「こんな名もない小城のために、かけがえのない将兵たちを失うことは残念ごく、このうえは遠巻にして兵糧責めにして落すよう……」と軍勢の配置など亀井にさしずえ、加勢のもの十二人を残して、あとは全部鳥取に引きあげてしまいました。

つづらお城内では、このたびの戦いに一人も戦死者がなく大敵をやっつけたものですから、皆のよろこびようはたいしたものでした。

夜になって池の内に人を入れ、討死した敵軍の死がいをつぎあげて首を落し、堀の手に木を結びわたして一面にかけ並べました。その後亀井方は秀吉公の云いつけ通り、陣所の要害をさらに固めて

あちこちに番所をこさえ、城からの出入りができないよう囲んでしまいました。

口数がたつにつれて城内の食糧もしだいに少くなりましたが、何分亀井方の囲みがきびしくて外への出入りが不自由なためどうすることもできなくなっていました。

そこで亀井方は、いろいろと城内の人たちをまどわせるような策略を用いはじめました。まず城の中にもついている百姓たちの妻子や兄弟などで、外にいるものをたずねだし、それを人質にしたり、親類縁者などまで探しだし、城内にいる土民たちにつきのようなことを働きかけさせました。

「こつそり忍んで城を出るよう……」

「百姓にはなんの科(こ)ももないのだから……城を抜け出したものには元のように田畑を与えて安心して暮らせる……」

「城の落ちるまでがんばって、ものは、皆首を打ち落してしま……」

「城主や侍の首を持って出てきたものには、思う存分の褒美(ほうび)がもらえる。」

このような「ささやき」戦術を間者を使って村のあちこちに忍びこませました。

く百姓もぼつぼつ出はじめました。なかには女、こどもたちまで磯菜つみや水汲みにかこつけて城から抜け出すのができました。食糧不足による飢えとデマにまどう土民たちの様子をみて、将監をはじめ一族の将士たちは「とてもこのありさまでは籠城も長く続けられまい」

「百姓たちが落ちのびたあと、ここでわずかの手勢のもので討死することは大死ということにもなるう、それよりも敵どもの気付かないうちにひたまず、ここを抜け出すの方がいいじだ」ということになりました。

そこで将監たちは真夜中ひそかに妻子、雑具など舟にのせ、嵐を利用して敵の見張りのないとこまで漕ぎ寄せ、松上の奥から美作の山中へと立ち退きました。

そのほか侍、百姓たちも、思い思いに忍び出し一夜のうちに城を明け、城中には人の子一人もいなくなりました。

亀井方は少しもこのことに気がきませんでした。夜が明けて余り城中が静かなので、物見を城に出して探させましたが、城中には全く人かげもなく、退却しそうな道々を追っかけさせましたが、侍たちの姿は求めることができませんでした。

亀井公はこのことを秀吉公に急進し、城を焼きくずして鹿野へ帰陣しました。

退職手当などの

課税方法が変りました

実施は一月一日から

これまでは、退職手当等(一時に受ける給与(一時恩給など)及びこれらの性質を有する給与)に對しての住民税の課税は、前年中に受け取った他の所得と合わせた額に総合課税していましたが、地方税法の改正に基づく市税条例の改正により、昭和四十二年一月一日からこの制度が変更されました。すなわち、退職手当などが支払われるとき、その支払者(事業主等)が支払いを受ける個人の住民税を天引きするいわゆる「特別徴収制度」です。

したがって昭和四十一年年中に支払われた退職手当等は従来どおり(総合課税)ですが、昭和四十二年一月一日以後の退職手当等については、支払者(事業主)が税金を計算して天引きをし、「市町村民税、道府県民税納入申告書」を添えて納入書により、翌月の十日までに市町村ならびに指定金融機関等に納入していただくということとす。

なお、納入期限後の納入については、納入遅延期間の延滞金(日歩二銭)を合せて納入していただくこととなりますので、手違いのないようにしてください。

詳しくは、市役所総務部課税課市民税係へ(電話八一—一内線二三一番)

国保で治療をうける

ときの注意

国民健康保険事業は、みなさんから毎月保険料をいただいております。不幸にして病気などにかかったとき、その治療費の一部を負担して、本人負担を軽減する制度ですが、この国保で治療をうけるときは、つきぎのことに注意してください。

1、交通事故やけんかななどで他人から被害をうけたとき。このような場合を「第三加害者」といいますが、他人に対してケガなど被害をあたえたときは、当然加害者(ケガをさせた者)がその損害を補償しなければなりません。この時には国保の適用にはなりませんので、治療費全額を加害者に負担させてください。

2、交通事故などで自分がケガをしたり自殺したとき。

飲酒運転、スピード違反、無免許運転など法律をおかしている場合は国保の適用を受けられません。また自殺をはかり手当を受けたときも同様です。これは自分で故意に病気やケガをしたことになるからです。

3、ムダな注射や薬はやめましょう。早期受診は健康保持のうえに最も大切なことです。病気のときは医師に正しい処置をしてもらい、しろうと考えるで薬や注射を貰うなどしないようにしてください。

なお、保険証の紛失、市外への転出入、世帯主の変更など国民健康保険に加入、脱退、変更その他いろいろな手続きや届けはかならず十日以内に保険証(紛失の場合を除く。)と印かんをもつて市役所保険年金課(窓口二番電話八一—一内線二六六番)までおいでください。

保育所園児を募集

ことしの四月から市立の各保育所に入所を希望される方は、つきぎの期間にお申し込みください。

受け付け期間
一月十二日から一月二十五日まで

受け付け場所
入所希望の各市立保育所

火事・救急は119番へ 1月・2月の防火心得

過失による火災の多い季節となりました。火事は、生命、財産をなくする恐いものにす。とくにつきぎのことに気をつけましょう。

1 ストープ、コタツの使用注意
2 子どもの火遊び防止
3 使用した火の始末確認
4 外出、寝る前の火の元確認
(消火栓の除雪にご協力ください。)

家庭の問題と 家庭裁判所

日本に家庭裁判所ができてから満八年になります。

家庭裁判所は、家庭のなかや親族の間に起ったいろいろの問題について審判や調停を行ない、また非行のあった少年に対しては再びあやまちをおかすことのないよう

市職員 採用候補者きまる

つきの方々昭和四十二年度の市役所職員採用候補者にきまりました。

事務職

林 雄一
中 裕博
山 博司
坪 幸三
井 幸三
北 幸三
野 幸三
中 幸三
北 幸三
野 幸三
中 幸三
北 幸三
野 幸三

技術職

岡田 満幸
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三
岡田 幸三

保母職

有河 敬早
河 幸三
古 幸三
田 幸三
田 幸三
田 幸三
田 幸三
田 幸三
田 幸三
田 幸三

紙上御礼

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市民生事業後援会	鳥取市徳文418 鳥取市寺町 鳥取市瓦町234 鳥取市湯所町2丁目 鳥取市東吉成いの35 鳥取市吉方1区317 鳥取市吉方496 鳥取市川中	岡村賢夫殿 引地昌平殿 花房勇男殿 美田文治殿 森上樹枝殿 坂口雅恵殿 中川しん殿
鳥取市社会福祉協議会 鳥取市民生事業後援会	鳥取市徳文418 鳥取市寺町 鳥取市瓦町234 鳥取市湯所町2丁目 鳥取市東吉成いの35 鳥取市吉方1区317 鳥取市吉方496 鳥取市川中	岡村賢夫殿 引地昌平殿 花房勇男殿 美田文治殿 森上樹枝殿 坂口雅恵殿 中川しん殿
鳥取市社会福祉協議会 鳥取市民生事業後援会	鳥取市徳文418 鳥取市寺町 鳥取市瓦町234 鳥取市湯所町2丁目 鳥取市東吉成いの35 鳥取市吉方1区317 鳥取市吉方496 鳥取市川中	岡村賢夫殿 引地昌平殿 花房勇男殿 美田文治殿 森上樹枝殿 坂口雅恵殿 中川しん殿

新春放談



と っ と と り 市 報

20万都市のまちづくり

将来の鳥取市を語る

輝かしい昭和四十二年を迎え、将来の鳥取市についての抱負を高田市長が一月三日に日本海テレビで放送しました。そこで今回は、この放送を特集してみました。



若い人が

誇りをもてる鳥取市へ

松村 あけましておめでとうございませう。
市長 おめでとうございませう。
松村 昔ですと、おいくつになられたか、というところでしょうか、なかなか元気そうではないお正月をお迎えのことでしょう。

市長 ありがとうございます。
松村 今日市長さん大いに初夢を語っていただこうという訳けですが、若い人達が県外へ流出するということになって、鳥取市では最近若い勤労者の方々を多く見かけるようになりました。

松村 それを裏付けるかのように、これまで中卒の就職状況が県外七に対して県内三の割合でありました。昨年ごろから逆になったこととす

松村 たしかにそうですね。新しい時代の鳥取市の姿をもう一度鏡に写してみることがあります。現在の鳥取市の人口は約十一万ですが、大

千代川が街の中心に

松村 鳥取市がこれから発展するとして、当然県南あるいは西の方面に伸びていくかなければならない訳けですが、市長、そうすると、今までの市街地、簡単に言えば駅から久松山までということになります。これは飽和状態となっており、将来の発展は県南の方面だと思ふ。極端にいえば駅の裏表が逆になるかもしれない、もう一つは千代川の左岸に、いわゆる千代平野が市街地化して、現在の袋川と同一様市街地の中心を流れる川とならなければ二十万都市はむつかしいですね。そこで、そういうかたちにするために地

都市近郊の十一万の都市とは全然都市の性格が違い、鳥取県の東部に鳥取市が位置しており、その周辺の全部の農村地域と交流する中で発展していかねばならない性格をもっており、私たち鳥取市の責任は重大であります。第一にこの自覚を持たなければいけないと思うのです。農業、林業、漁業でも、労働力を金に替えるという文化生活のかたまりにいかねばならない時代になってきていると思ひます。そういう時代に鳥取市がもった責務というものはきわめて大きい、それを果していくためには、二十万位の都市にならなければならぬ。しかし、そう簡単にはいかない至難なこと、一番大切なことはなにかと考えてみると、まず第一にあげられることは交通の便をよくすることだと思ひます。

松村 そうですね。すべての発展の基は交通の整備です。松村 現代では鳥取市だけでなく、山陽や京阪神との交流を盛んにし、経済、文化が自由な交流の中でこそ地域の発展がある。このためには国道や鉄道、港や空港などの整備が先決問題だと思ひますが、それだけでは十分で、地元の方々が果さなければならぬ大きな仕事がある訳けです。これは私のスローガンである消費都市から生産都市への飛躍、これこそ鳥取市のビジョンでなければならぬと思ひておられます。経済力がなければ都市としての息吹がなくなり、都市の発展は無理なこと

松村 そうですね。私は一つの大きな転機だと思ひております。一部の人間にはいろいろ不足な人もあるかも知れませんが、これは市民全体の大きな願いです。だから誘致した三洋電機を地元が十分に育ててもらって、地元企業と関連を

松村 夢がなければ明日の活力も湧いて来ないのですが、市長さんとしては市民生活をたえず頭において、その現実を分またうえて市政の運営をしていただかなければならぬのですね、つまりこれは政治と市民のむすびつきということになると思ひますが、これについては……

松村 先頭に立って、市長がその先頭に立って、市民全体の意志として行なっていく訳けですから、まず市政に対して市民が大きな関心をもっている、これが第一です。現在の市のマイクパスで施設めぐりをやっているのも、自分たちが払っている税金の使途を直接にみ

交通対策に

真剣に取り組む

松村 さきほど道路整備ということがでてきましたが、最近交通事故が激増の一途をたどっており、これからは交通事故対策を真剣に考えてやっていただかなければならないと感じます。

市長 誠にこともなことで、鳥取市の道路をみますと国道九号線、二十九号線、五十三号線が市内を走っており、これは他都市との交流に非常に切り離せない大切なものです。しかし、鳥取市を通過するだけの車が市街地に入ってくることは、さらに交通地獄を激化させることになる訳けで、用のない車はバイパス線で市街地をはずしたコースを走って行くようにならなければなりません、これがただちに鳥取市の市街地基盤の整備に大きな関係があります。

松村 それからも一つ大切なことに、八千代橋西側に御売団地を設定することによって、地を余り入らなくても用がすみますので、交通緩和の一つの対策にもなることでしょう。最近の問題としては、交通事故防止、青少年の不良化防

駅前都市改造

総合グラウンドの建設も

松村 いろいろと夢をお話しいただいたんですが、鳥取市の当面の課題はどういうことがあります。

市長 大きな課題としては駅前の都市改造、県南の整備など駅の玄関口の整備や総合グラウンドの建設、その他いろいろの事業が山積しています。

松村 もって全体が向上していく、またここで働く人々も、将来に大きな夢をもって落着いて仕事をしたい。こういうことで、地元の若い人たちが夢と希望をもって地元で働く大きなきっかけができたと思ひます。

松村 これも二十万都市への大きな芽ですね。
市長 そうです、非常に大切な芽です。

ガラス張りの市政

施設めぐりに参加を

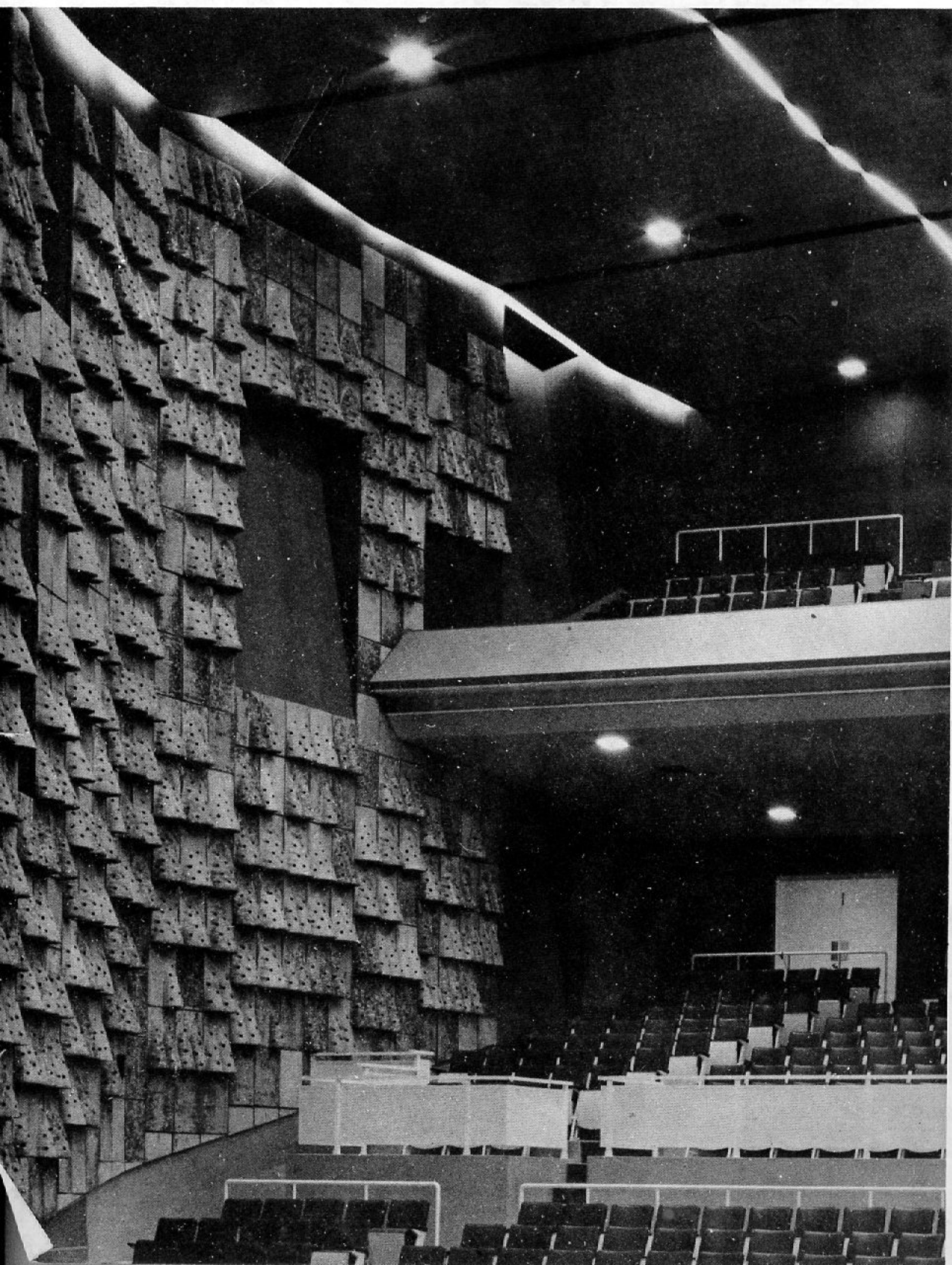
松村 夢がなければ明日の活力も湧いて来ないのですが、市長さんとしては市民生活をたえず頭において、その現実を分またうえて市政の運営をしていただかなければならぬのですね、つまりこれは政治と市民のむすびつきということになると思ひますが、これについては……

松村 先頭に立って、市長がその先頭に立って、市民全体の意志として行なっていく訳けですから、まず市政に対して市民が大きな関心をもっている、これが第一です。現在の市のマイクパスで施設めぐりをやっているのも、自分たちが払っている税金の使途を直接にみ

毎月第三日曜日は家庭の日



鳥取市民会館

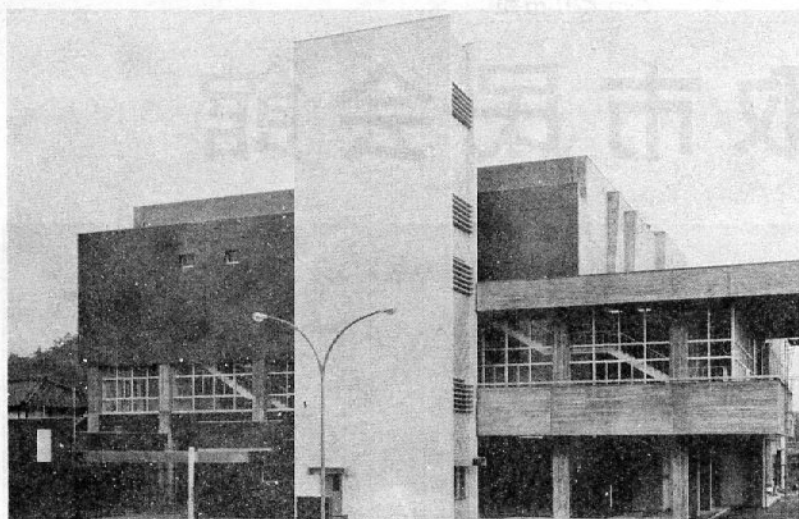


会館の音響効果には、特に気がくばられており、この写真のように、大ホールの側壁には、効率のいい特殊な焼き物（いらぼ焼）が使われており、建築美のうえからも、特色のあるものです。

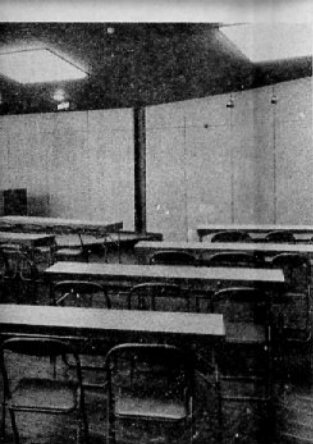
これが
鳥取市民会館です。

あそこの市では、今こんな立派な催しが行なわれている。行ってみたいけれど……などと残念そうな会話をよく耳にしました。また、文化団体を始め多くの各種団体の方々からも、気がねしないで、気軽に利用できる会館を一日も早く建設してほしいという強い希望もありました。今回完成したこの鳥取市民会館は、そういう希望をかなえてくれる文化の殿堂となることでしよう。この特集号は、私たち市民の大きな財産となった市民会館を、写真で紹介することにしました。

市民会館 正面



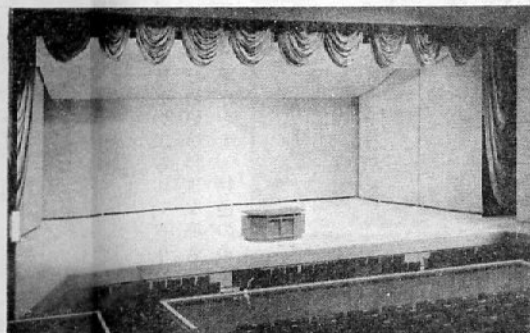
会議室



大ホール



玄関ホール

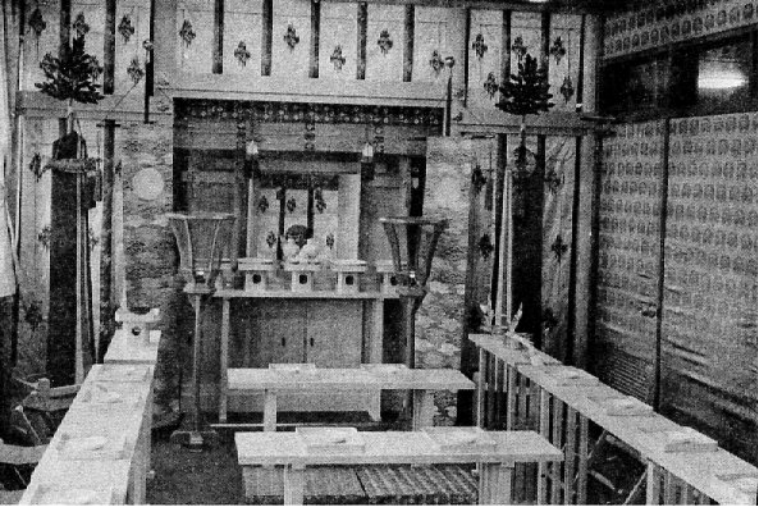


舞台

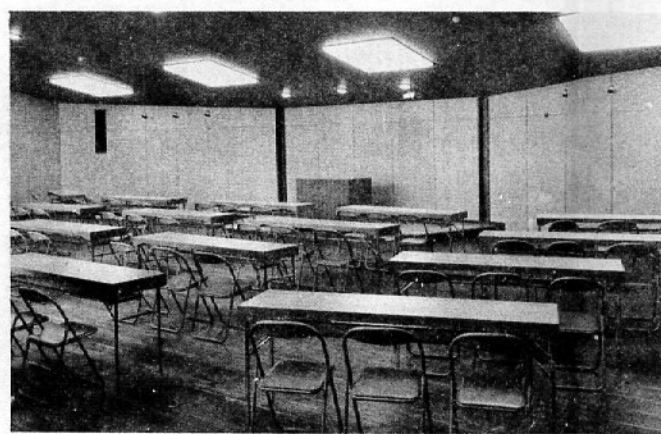


ホワイエ

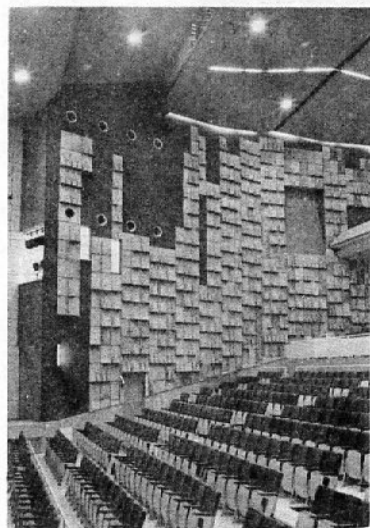
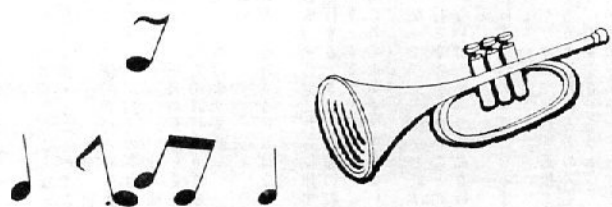




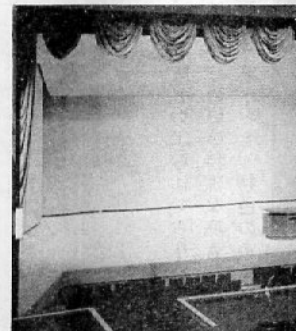
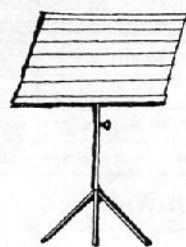
結婚式場



会議室



大ホール(側面)



どん帳



鳥取市民会館の

使用規則 や 使用料金 など

休館日及び開館時間

鳥取市民会館の休館日及び開館時間は、次のとおりです。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更し、また臨時に休館することがあります。

一、休館日

二、開館時間

使用の申請

市民会館を使用しようとするときは、会館使用許可申請書を管理者に提出すること、この場合、管理者は必要と認める書類の添付を要求することがあります。

使用許可の順序

使用許可の順序は、申請書を受理した順序とします。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

使用許可申請の受付期間

大ホールは六カ月、ホール以外の室などは一カ月前の申請は受け付けません。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

使用時間

1 使用時間は、使用の許可を受けた時間とし、準備及び現状回復に要する時間も含みます。

2 使用者は、使用を開始した後に、使用時間を延長することはできません。

ただし、管理者が、他の使用に支障がないと認め、延長する分の使用料を納付したときはこの限りではありません。

付属設備等の使用料

付属設備等の使用料は、別表第一から別表第四までのとおりで、一回の使用時間は、午前（午前九時から正午まで）午後（午後一時から午後五時まで）及び夜間（午後六時から午後十時まで）を単位とします。

使用料の還付

使用料を還付する場合とその額は、次のとおりです。

1 災害または使用者の責任によらない事由で、会館を使用することができなくなったとき 全額返金
2 使用前七日までに使用許可の取り消しを申し出た場合で、相当の事由があると認めるとき 八割返金
前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、会館使用許可取消額を管理者に提出しなければなりません。

使用者の順守事項

使用者は次の事項を守らなければなりません。
1 入場券、観覧券その他これらに類するものを発行するとき、会館の収容定員を標準とする。
2 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
3 許可を受けないで、壁、柱などにはり紙、くぎ打などをしないこと。
4 許可を受けないで、場内物品を販売しないこと。
5 会合者または入場者の迷惑になるような行為をしないこと。
6 風俗を書いたり建物や器具を破損するおそれがあると思われる者の入場をことわり、退場をさせること。
7 入場者に入場者順守事項を守らせること。
8 その他会館職員の指示する事項を守ること。

入場者の順守事項

入場者は、次の事項を守らなければなりません。
1 決められた場所以外で喫煙または火気を使用しないこと。
2 館内を不潔にしないこと。
3 騒音をだしたり、暴力をもちいるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
4 決められた場所以外に出入りしないこと。
5 その他、会館職員及び使用者の指示にしたがうこと。

施設及び器具等の損壊

施設または器具の損壊は、使用者または施設したときは、たまたまの事由を書いた届け出用紙によって、管理者に届け出ること。

使用後の点検

使用者は、その使用が終了したときは、設備などを現状に回復し、会館職員の点検を受けなければなりません。

鳥取市民会館の
電話番号は
8764番・8775番です

ホール使用料

区分	使用日	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時
A	月曜日から金曜日まで	5,000円	9,000円	12,000円	14,000円	21,000円	26,000円
	土曜日、日曜日、祝日	6,000円	11,000円	14,000円	16,000円	25,000円	30,000円
B	月曜日から金曜日まで	7,000円	12,000円	15,000円	17,000円	27,000円	32,000円
	土曜日、日曜日、祝日	8,000円	14,000円	18,000円	20,000円	30,000円	40,000円
C	月曜日から金曜日まで	10,000円	17,000円	23,000円	27,000円	40,000円	50,000円
	土曜日、日曜日、祝日	11,000円	21,000円	28,000円	32,000円	49,000円	60,000円

会議室等使用料

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時
会議室	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円	4,500円	6,000円
控室	200円	300円	400円	500円	700円	900円
出演者控室(大)	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
出演者控室(小)	100円	150円	200円	250円	350円	450円
結婚式場	1回(2時間以内)2,000円(控室の使用分を含む。)					

備考 1 常利用を目的として会議室を使用する場合の使用料は、正規の使用料の5割増とします。

第1表 音響器具使用料金

器具名	単位	料金
拡声装置 マイク別	1 式	1,000円
マイクフォン	1 台	200円
レコードプレーヤー	1 式	300円
テープレコーダー テープ別	1 台	300円
ワイヤレスマイクフォン	1 チャンネル	500円
マイク用エレベーター マイク別	1 本	100円

備考 この表の料金は、1回(4時間以内)の利用料金であり、1回の利用時間が4時間を超えるときは、この表の料金に次の区分による料金を加算します。
(1) 1時間以内の場合 この表の料金に3割を乗じて得た額
(2) 2時間以内の場合 この表の料金に5割を乗じて得た額
(3) 3時間を超える場合 この表の料金に10割を乗じて得た額

第3表 舞台器具使用料金

器具名	単位	料金
所作台	1 式	2,000円
音響反射板	1 枚	2,000円
オーケストラピット	1 式	2,000円
平 台 脚付	1 枚	100円
毛 せ 風	1 双	100円
金 屏 風	1 式	500円
松 羽 目	1 式	500円
竹 羽 目	1 式	500円
演 台 設 備 花台付	1 式	300円
指 揮 台 指揮用譜面台付	1 台	100円
譜 面 台	1 台	30円

備考 第1表の備考は、この表にも準用する。

第4表 その他の器具使用料金

器具名	単位	料金
ピアノ(調律は別)ヤマハ	1 台	2,000円
ピアノ(調律は別)カワイ	1 台	2,000円
映 写 機 スクリーンを含む	1 台	2,000円
テレビ中継施設	1 回	4,000円
展示用パネル	1 枚	100円
補助椅子	1 脚	100円
浴 室	1 回	500円

備考 第1表の備考は、この表にも準用する。

第2表 照明器具使用料金

器具名	単位	料金
フットライト	1 列	300円
ボーダーライト	1 式	500円
ホリゾンタライト	1 式	600円
サスペンションライト	1,000w 6台1組	500円
サスペンションライト	500w 6台1組	300円
サイドスポットライト	1,000w 6台1組	900円
サイドスポットライト	1,000w 6台1組	900円
ステージ用スポットライト	1,000w 4台1組	600円
ストリップライト	60w 8灯1本	100円
ミラーボール	1 台	100円
ベビースポット	2台1組	200円
コンセント	1 個	50円

備考 第1表の備考は、この表にも準用する。

鳥取市民会館の概要

建設位置 鳥取市掛出町12番地
敷地面積 4,140m²
建築面積 2,282m²
建物構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階
施設 大ホール 観客席固定1,154席、補助席346席、舞台、門口19m、奥行11m、高さ7m 会議室、控室、結婚式場、ホワイエ、喫茶室、機械室、管理事務室
付帯設備 電気設備、給排水衛生設備、冷暖房換気設備、音響放送設備、舞台照明設備、消火設備、電話設備
起 工 昭和41年3月
完 成 昭和41年12月